

入札監理小委員会の審議結果報告 「独立行政法人国民生活センター相模原事務所の建物維持管理業務」

独立行政法人国民生活センター相模原事務所の建物維持管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

独立行政法人国民生活センター相模原事務所（管理・研修棟、宿泊棟、商品テスト棟）における清掃業務、警備業務、電気・機械設備等運転業務、環境衛生管理業務

○実施施設

独立行政法人国民生活センター相模原事務所

○事業期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日（5期目）

○事業の目的

利用者に対し、清掃業務、警備業務、電気・機械設備等運転業務、環境衛生管理業務を通して、快適な施設利用を可能にするるとともに、相模原事務所全般における公共サービスが円滑に実施されるようにすること。

(2) 選定の経緯

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（平成19年8月10日閣議決定）」に基づいて、独立行政法人の見直しが行われ、当委員会「施設・研修等分科会」及び有識者の会議においてヒアリングが行われた結果、本事業を市場化テストの対象として選定することとなり、「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）別表に記載された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点1】商品テスト棟では燃焼や爆発などの実験も行っているのか。受託事業者はこの管理もしなければならないのか。

【対応1】燃焼実験があるので特殊燃焼室を設置しているが、管理業務等は別の民間事業者へ委託している。本業務の対象外である旨、記載した。

【資料1—2—1 2/78頁】

【論点2】入札説明会に参加したものの入札には参加しなかった民間事業者へのヒアリングで出された意見（①及び②）について、どのような

対応をするのか。

- ①資格者を揃えるなど業務体制を整えることが困難である。
- ②同じ工期の他現場業務との兼ね合いにより、仕様書どおりの人員の配置が不可能である。

【対応2】①入札公告を11月上旬に早め、公告期間を32日から38日に延長する。業務引継ぎ期間を14日から24日に延長する。

【資料1-2-1 7/78頁】

- ②各業務の必要な人員数を指定せず、民間事業者による企画提案が柔軟に行えるよう配慮した。 【資料1-2-1 22/78頁】

【論点3】同業の他民間事業者への積極的な声かけは、具体的にどのように取り組むのか。

【対応3】これまで応札しなかった民間事業者に対しても電話及びメールにて、市場化テスト実施の告知、パブリックコメント及び入札の依頼をしている。

また、国や他の独立行政法人で施設管理業務を受託している民間事業者を調査し、声かけする予定。

3. その他の修正変更について

- 競争参加資格（全省庁統一資格）をA、B、C等級からA、B、C、D等級に拡大した。 【資料1-2-1 5/78頁】
- 新たに東京都、神奈川県、埼玉県において、競争参加資格が、施設管理に関する営業種目等でA、B、C等級に格付けされている者も参加可能とした。 【資料1-2-1 5/78頁】
- 昨年度（令和4年度）設置した非常用発電設備に必要な資格として、危険物保安監督者を追加した。 【資料1-2-1 6、22、30/78頁】
- 実施要項に記載した企画書の様式において、財務諸表提出の項目を削除し、民間事業者の負担を軽減させた。 【資料1-2-1 66/78頁】
- 税金及び社会保険料の滞納の有無の確認のため、各証明書の提出を求めた。 【資料1-2-1 6/78頁】
- 評価項目一覧において、ワーク・ライフ・バランスに関する項目を更新し、賃上げ実施の表明の項目を追加した。 【資料1-2-1 65/78頁】

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】付帯業務である臨時清掃業務を実施するのは業務時間内なのか、時間外なのか。正確な見積りを作成するためにも、過去の実績を含め、説明が必要である。

【対応1】臨時清掃業務は業務時間内に実施されていたことを記載した。また、業務時間内に実施するのか、業務時間外に実施するのかについては、施設の予約状況等を確認し、センター総務部管理室と調整した上で、判断することと記載した。 【資料1-2-1 4、25、55/78頁】

【論点2】警備業務において、宿泊者が1人でもいる時は、仮眠時間が取れないということか。夜間に巡回をしていないのであれば、巡回しなくてよい旨を記載する等、夜間の巡回の現状を含め、説明が必要である。

【対応2】夜間の巡回は行われていなかったことを記載した。また、夜間に特に用務のないときは23時以降の巡回は不要とする旨を記載した。

【資料1-2-1 28、55/78頁】

【論点3】建物維持管理業務における警備業務は、宿泊が増えるほど業務量が増え負担が大きくなることが予想されるので、研修宿泊施設等運営業務に移管してはどうか。

【対応3】建物維持管理業務における警備業務の業務量は、宿泊施設の全室が利用されていることを前提にしているところ。宿泊が増えても全室の定員数を越えることはないので業務量に影響はない。したがって、研修宿泊施設等運営業務に移管しなくてもよいと考える。

【資料1-2-1 28/78頁】

5. パブリックコメントの対応について

令和5年8月17日～令和5年8月30日まで行ったところ、寄せられた意見はなかった。

以上